

船橋市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条の規定により策定された「船橋市地域福祉計画」を推進するため、船橋市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況の把握
- (2) 地域福祉活動計画の進捗状況の把握
- (3) 地域及び行政の現状の把握
- (4) 地域及び行政への提言・助言
- (5) 市民及び職員からの意見・提言の審査
- (6) 計画改定に向けての課題の整理
- (7) その他計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民組織代表者
- (3) 社会福祉関係事業者
- (4) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

2 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説

明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 推進委員会は、議事録を作成し公開する。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課で行う。

(災害補償)

第9条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。